

大阪カーボンカンファレンス 2011

ポスト2012の新メカニズムの導入 に関する交渉の行方

平成24年1月6日
環境省地球温暖化対策課
市場メカニズム室 水野勇史

市場メカニズムに関する国際交渉の構造

気候変動枠組条約 の下での交渉(COP17)

新たな枠組み(AWG-LCA14)

- 新たな市場メカニズム
- (既存の京都メカニズムの
取扱いも検討対象)

京都議定書 の下での交渉(CMP7)

第1約束期間の制度改善

- 京都メカニズム(CDM/JI/国際排出
量取引)の改善
- 現行の京都議定書の範囲内
- すぐにでも適用することが可能

第2約束期間の制度変更(AWG-KP16)

- 京都メカニズム(CDM/JI/国際排出
量取引)の変更
- 京都議定書の改正を伴うものを含む
- 2013年以降の適用が前提
- (新たな市場メカニズムも検討対象)

ダーバンでの主な決定事項(市場メカニズム関連)**条約の下での交渉(AWG-LCA)**

- 国連が管理を行う新たな市場メカニズムの方法・手続の開発
- 各国の国情に応じた様々な手法(含む市場メカニズム)の実施に向けた検討

議定書の下での第2約束期間の交渉(AWG-KP)

- 基本的に京都メカニズムの現行ルールを適用
- 条約に基づく新たな市場メカニズムも活用可能(適応の支援等のための課金も適用)

議定書の下での第1約束期間の交渉(CMP)

- CCS(炭素回収・貯留)によるCDMの方法・手続
- CDMの検証にマテリアリティ(重要性)の概念の適用
- JIガイドライン(JIの基本ルール)の見直しを開始

議定書の下での第2約束期間の交渉(AWG-KP)**「約束期間リザーブ」の見直しをCMP8にて行う**

- 国際排出量取引で売りすぎを防止するために、一定量の排出枠の保持を義務づける仕組み
- 現在は「総排出枠の90%」又は「直近排出量の5倍」

植林・再植林CDMは第2約束期間も適格

- 将来の会合で合意されれば、対象活動の追加も可能
- 将来の会合で合意されれば、非持続性に対処するための代替的アプローチも適用可能

第2約束期間への余剰排出枠の繰越しについてはCMP8で検討

- 現行ルールではAAU(割当排出枠)については繰越し制限はない
- 潜在的な繰越し量は100億t規模

議定書の下での第2約束期間の交渉(AWG-KP)

基本的に京都メカニズムの現行ルールを適用

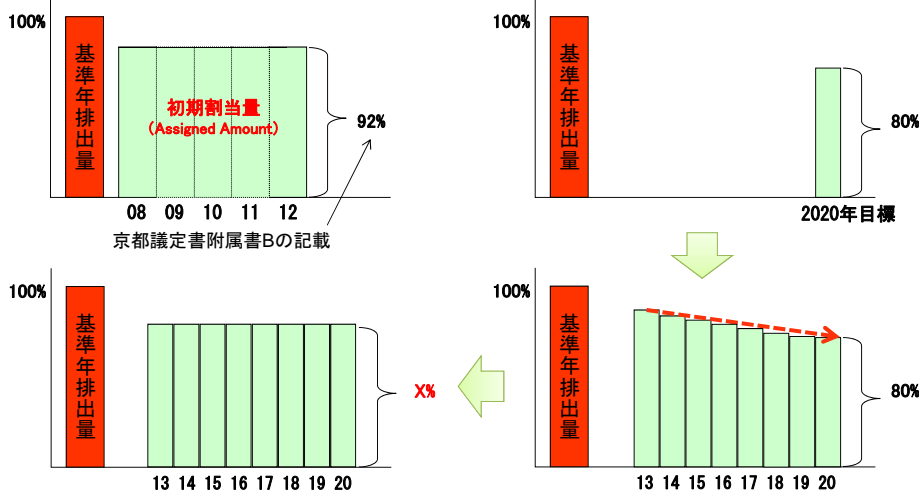
- 2008年以降、これまで14回にわたって交渉
- 主な検討議題の結果
 - ✓原子力発電 ➢現行ルールと同じ(使用を控える)
 - ✓CCSのCDM化 ➢CMP6にて導入決定済み
 - ✓標準化ベースライン ➢CMP6にて導入決定済み
 - ✓コベネフィットの可視化 ➢CDM理事会で検討開始済み
 - ✓ポジティブリスト ➢CDM理事会で導入済み
 - ✓CDM以外への課金の拡大 ➢新メカに適用
 - ✓市場メカニズムの補足性 ➢現行ルールと同じ(定性的表現)
 - ✓新たな市場メカニズム ➢京都議定書目標達成に活用可能
- 新たな温室効果ガスとしてNF3が加えられたため、第2約束期間のCDM/JIの対象となる見通し

議定書の下での第2約束期間の交渉(AWG-KP)

目標の総排出枠化

QELRO (Quantified Emission Limitation and Reduction Objective)化=目標値の総排出枠化

現在は2020年の単年目標しか提示されていないため、第2約束期間の長さが8年か5年かによって、数字が異なってくる(下図は想定されるイメージ)



議定書の下での第1約束期間の交渉(CMP)

CCS-CDMの方法・手続

- 2005年のCMP1以降、6年間の議論が続いていた
- 通常のCDMに加えて様々な手続が必要(サイト閉鎖後含む)
- 漏洩対策として、発行クレジットの5%を強制リザーブ
- 漏洩時には、プロジェクト参加者、ホスト国、投資国まで責任が遡及

CDMへのマテリアリティの適用

- 排出削減量の検証段階において、データ欠損や転記ミス等によって過剰の可能性があっても、全体として軽微(削減量の規模に応じて0.5%~10%)であれば認める

JIガイドラインの見直し

- 意見を受け付け、CMP8(来年)で検討し、CMP9(2013年末)で決定
- 第1約束期間の余剰AAUを用いたJIについては未決定

京都メカニズム(とりわけCDM)の継続について

CDMの継続について

- CMP(第1約束期間の交渉)において、「CDMの[実施][継続]は第2約束期間の[設定][批准][記入]が条件」という議論があったが、決定文書には入らなかった
- AWG-KP(第2約束期間の交渉)でも同様の議論があったが、特に決定はされなかった

京都議定書第2約束期間へ参加しない京都議定書締約国のCDMの活用

- 現行ルールにおいて規定がない

京都議定書第2約束期間へ参加する国のCDMの活用

- 現行ルールにおいては、当該約束期間が発効していることがCDM活用の前提(2013年1月時点では発効の見通しはない)
- CMP8でルール設定が行われる見通し

CDMの活用

CDMプロジェクトへの参加	投資国政府の承認において、CP2参加は要件となっていない
CDMプロジェクトの登録	投資国のCP2参加は要件となっていない
CDMクレジットの(CDM登録簿への)発行	投資国のCP2参加は要件となっていない
CDMクレジットの原始取得	CDM登録簿から国別登録簿へのCDMクレジットの移転(原始取得)については、CP2参加は要件となっていない
取得したCDMクレジットの国内移転	国別登録簿内にあるCDMクレジットの国内移転については、CP2参加は要件となっていない
CDMクレジットの国際排出量取引による獲得	他国の国別登録簿に入っているCDMクレジットを、国際排出量取引(KP17条)によって日本が獲得するためには、「京都メカニズム参加資格」が必要
CDMクレジットの償却や取消	「当該約束期間における割当量の発行」が必要

※第1約束期間(CP1)のルール(マラケシュ合意)を適用した場合を想定。マラケシュ合意はCOP決定であるが、第2約束期間(CP2)のルールのために変更される可能性がある(これまでも新たなCMP決定で内容が変更されている)。

JIの活用

JIプロジェクトへの参加	投資国政府の承認において、CP2参加は要件となっていない
JIプロジェクトの登録	投資国のCP2参加は要件となっていない
JIクレジットの(宿主国国別登録簿への)転換	投資国のCP2参加は要件となっていない
JIクレジットの国際排出量取引による獲得	他国の国別登録簿に入っているJIクレジットを、国際排出量取引(KP17条)によって日本が獲得するためには、「京都メカニズム参加資格」が必要
取得したJIクレジットの国内移転	国別登録簿内にあるJIクレジットの国内移転については、CP2参加は要件となっていない
JIクレジットの償却や取消	「当該約束期間における割当量の発行」が必要

※第1約束期間(CP1)のルール(マラケシュ合意)を適用した場合を想定。マラケシュ合意はCOP決定であるが、第2約束期間(CP2)のルールのために変更される可能性がある(これまでも新たなCMP決定で内容が変更されている)。

条約の下での交渉(AWG-LCA)

国連が管理を行う新たな市場メカニズムの方法・手続の開発

- COPの権限と指導に従う新たな市場メカニズムを定義
- 前提条件(今後設定)付きで、条約の下での排出削減目標の達成に活用可能
- 作業計画に基づき方法・手続を開発し、COP18にて決定

各国の国情に応じた様々な手法(含む市場メカニズム)の実施

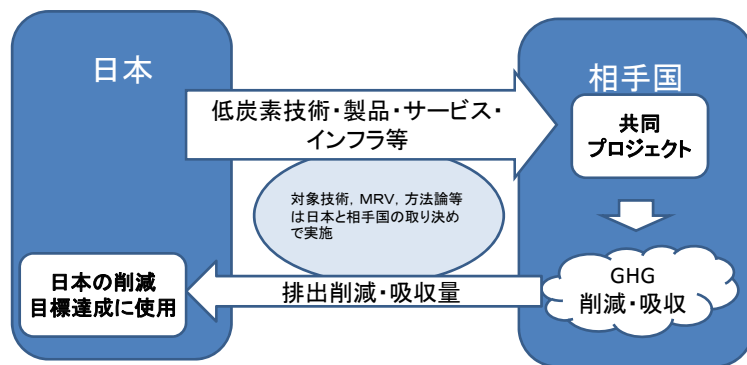
- 様々な手法は「基準」に合致していることが必要
- 作業計画に基づき、手法のための枠組みを検討し、COP18で決定

(両項目共通)

- 2012年3月5日までに意見を受付
- 次回補助機関会合にて(1回以上の)ワークショップを開催

我が国の取組(二国間オフセット・クレジット制度)

- ◆日本の低炭素技術・製品・サービス・インフラの提供等を通じた相手国における温室効果ガスの排出削減・吸収への貢献を適切に評価し、日本の削減目標達成に活用する。
- ◆CDMを含む京都メカニズムを補完しつつ、相手国の国情に柔軟に対応した二国間や地域での協力を可能とすることにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



我が国の取組(二国間オフセット・クレジット制度)

二国間協議の現状

- インド、ベトナム、メコン諸国とは首脳レベルでの共同声明(いずれも2010年10月)において二国間メカニズムを今後検討する旨、言及。
- インドネシアとは政府間文書で二国間メカニズムの協力に言及(2011年11月)
- モンゴル自然観光環境省とは日本環境省とで二国間メカニズムの協力に関する覚書を締結(2011年12月)

国内での取組の現状

- 経産・環境両省で連携して実現可能性調査(フィージビリティ・スタディ)を実施中。2011年度は経産省50件、環境省29件を採択済み。具体的には以下のような案件がある。
 - ✓インド鉄鋼プラントにおける省エネ対策
 - ✓インド・ベトナムにおける高効率石炭火力発電
 - ✓タイにおける制御技術によるビルの省エネ
 - ✓インドネシア・ベトナム・タイにおけるMRT(公共交通機関)の導入による交通対策
 - ✓ブラジル・インドネシア・ベトナム・カンボジア等におけるREDD+ 他
- 環境省がアジア、中南米、アフリカ諸国等を対象として(計33カ国)、二国間メカニズムの実施のためのキャパシティ・ビルディング(体制構築支援)を行っている。

平成24年度 新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業

- ✓我が国の温室効果ガス排出削減の中長期目標達成等のため、国内の取組のみならず、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する新たなメカニズム(二国間オフセット・クレジット制度)を構築することが必要
- ✓制度構築に向け、海外において具体的な排出削減・吸収事業を推進するとともに、新たな制度を実施するための手続き・ルール等について国際社会に提案し、理解を得ていくことが不可欠

事業内容(予算規模約31億円)

